

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）  
第 2 章 救助隊（第 4 条～第 9 条）  
第 3 章 救助活動（第 10 条～第 14 条）  
第 4 条 報告（第 15 条・第 16 条）  
第 5 章 雑則（第 17 条）  
附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき、救助活動に関する基本的事項を定め、もつてその適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規程の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救助活動とは、火災、その他の災害（以下「火災等」という。）により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することをいう。
- (2) 救助隊とは、島原地域広域市町村圏組合消防本部警防規程（平成 25 年消防本部訓令第 1 号。以下「警防規程」という。）に定める救助小隊をいう。

（組織及び施設の整備等）

第 3 条 消防長は、救助活動に関する組織及び施設の整備を推進し、並びにこれらの充実強化を図るよう努めるものとする。

第 2 章 救助隊

（救助隊の編成）

第 4 条 救助隊は、救助隊員（以下「隊員」という。）及び救助工作車又は救助器具を装備した消防自動車（以下「救助工作車等」という。）をもつて編成する。

（救助隊の任務）

第 5 条 救助隊は、救助工作車等及び救助器具を運用して救助活動に従事することを主たる任務とする。

- 2 救助隊は、救助工作車等のほかに消防自動車（救助器具を装備した消防自動車にあつては、当該消防自動車）を運用して、主たる任務に支障のない範囲内で火災防ぎよに従事するものとする。

3 救助隊は、救助活動に従事するとともに、救助活動に関する事務の処理及び救助資器材の維持管理を行うものとする。

(隊員の資格)

第6条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員をもつて充てるものとする。

- (1) 消防大学校における救助科又は消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）に規定する消防学校における救助科を修了した者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者として消防長が認めたる者

(隊員の服装)

第7条 隊員は、救助活動に従事するときは、救助服、保安帽のほか、編上げ靴、皮手袋等を着用するものとする。

(安全管理)

第8条 消防署長は、島原地域広域市町村圏組合消防安全管理規程（昭和60年12月28日消本訓令第2号）に定めるもののほか、救助活動現場における安全管理の徹底を期さなければならない。

(隊員の教育訓練)

第9条 消防署長（以下「署長」という。）は、隊員に救助活動を行うために必要な技術及び知識を修得させるとともに、隊員の体力向上を図るため、教育訓練を実施するよう努めるものとする。

2 隊員は、平素から救助活動を行うために必要な技術及び知識並びに体力の向上を図り、いかなる火災等にも適切に対応できる臨機の判断力、及び行動力を養うよう努めなければならない。

### 第3章 救助活動

(救助時の部隊運用等)

第10条 救助時の部隊運用等に係る指揮体制は、警防規程及び島原地域広域市町村圏組合消防計画（平成12年12月1日施行。以下「消防計画」という。）に定めるところによる。

(管轄区域外への出動)

第11条 島原地域広域市町村圏組合消防本部の管轄区域外への出動は、長崎県広域消防相互応援協定及び大規模災害消防応援実施計画等に定めるところによる救助活動の応援等の場合に行うものとする。

(救助活動の原則)

第12条 救助活動は、救命を主眼とし、傷病者の生命の維持及び症状の悪化の防止に配慮し活動するものとする。

2 隊員は、習得した知識及び技術を最高度に発揮するとともに、救助器具を有効に活用して救助活動を行わなければならない。

3 隊員は、自らの安全を確保するとともに、相互に安全を配慮し合い、危険防止に努め

なければならない。

(他隊との連携等)

第 13 条 救助隊は、救助活動を行うにあたっては、救助活動を行う他の消防隊等との緊密な連携のもとに活動するものとする。

2 救助隊は、救助活動を行うにあたっては、必要に応じ関係機関と密接な連絡をとるものとする。

(救助調査)

第 14 条 救助隊は、救助活動の適切かつ円滑な実施を図るため、当該出動区域について次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

(1) 地勢及び交通の状況

(2) 救助活動の必要がある火災等の発生するおそれのある場所及びその地形

(3) 救助活動の必要がある火災等が発生した場合に、救助活動の実施が困難と予想される対象物の位置及び構造並びに管理状況

(4) その他救助活動に必要と認める事項

#### 第 4 章 報告

(救助出動報告)

第 15 条 救助活動を行うために出動した小隊の責任者は、その状況について、速やかに署長に報告しなければならない。

(報告)

第 16 条 署長は、救助活動の情報に関して、次の区分に従い消防長に報告しなければならない。

救助活動情報	報告内容	報告者
救助事故即報	火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）第 2 に該当する救助事故が発生したとき行う報告をいう。	署長
救助詳報	救助事故即報に係る救助事故のうち、消防長が必要と認めたものについて行う報告をいう。	署長

2 前項の様式等は別に定める。

#### 第 5 章 雑則

(委任)

第 17 条 本規程に定めるほか、救助活動に係る必要な事項は消防計画に定めるところによるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。